

活動支援について(たたき台資料)

【ヒ ト】

(1) 職員のサポート体制

市では、住民に身近な施設であり、地域の拠りどころでもある支所、出張所及び公民館に職員を配置しており、多種多様な地域活動に携わり、以って地域におけるまちづくりをサポートしています。

今後、設置していく住民自治組織をうまく機能させていくには、行政の役割として、組織の育成及び積極的な情報提供、さらには活動への相談等に対応していく必要があります、住民の身近なところで連携を強化し、サポートしていかなければなりません。

(2) 職員の役割

住民自治とは、住民自らが考えて、取り組み、治めていくことであり、地域の事柄に対して、地域住民が責任を持つことであり、行政が主体となって地域のまちづくりに取り組んでは住民自治とは言えません。

そのため、職員は、専門的なノウハウを活かして、地域で決定した事柄や課題等に対する、指導及び助言に徹し、新たな住民自治組織の立上げや運営を側面からサポートしていきます。将来的には、新たな住民自治組織の事務局が組織内の事務的な業務、企画実施ができるよう人材を育てる役割も当然必要となります。

(3) まちづくりに関する職員配置の現状

坂本・千丁・鏡・東陽・泉地域

・支所：総務課

・公民館：2名

太田郷・八千把・高田・金剛・郡築・宮地・日奈久・昭和・二見・竜峰校区

・出張所：職員1名(ただし、日奈久出張所4名) 弘済会職員1名

・公民館：1名

代陽・八代・植柳・麦島・松高校区

・公民館：1名、シルバー人材1名

既に、概ね小学校区単位に職員を配置しており、行財政改革の断行中にあっては、新たに担当職員を配置していくことは非常に難しいものがあります。

そのため、地域に最も近い存在である、支所・出張所・公民館の職員再編について検討する必要があります。

(4) 職員配置における注意点

新たな住民自治組織の立上げから、組織運営まで職員が主体となって携わっていくと、地域の自律・自覚・責任が芽生えない恐れがある。

職員が手厚くすると依存体質が残り、関与しないと組織の衰退も考えられる。

住民が主体となって組織を運営していくには、事務能力、企画能力を有する人材が必要であり、職員が近くにいて育てることも必要である。

地域の事柄は地域でというが、役員のなり手不足や高齢化、特定の人への負担増大により、ボランティアだけではまちづくりはできない。

宮地・鏡・東陽・泉地域には、複数の小学校が存在しており、小学校区単位に組織が設置された場合、新たに職員を増員することは難しい。

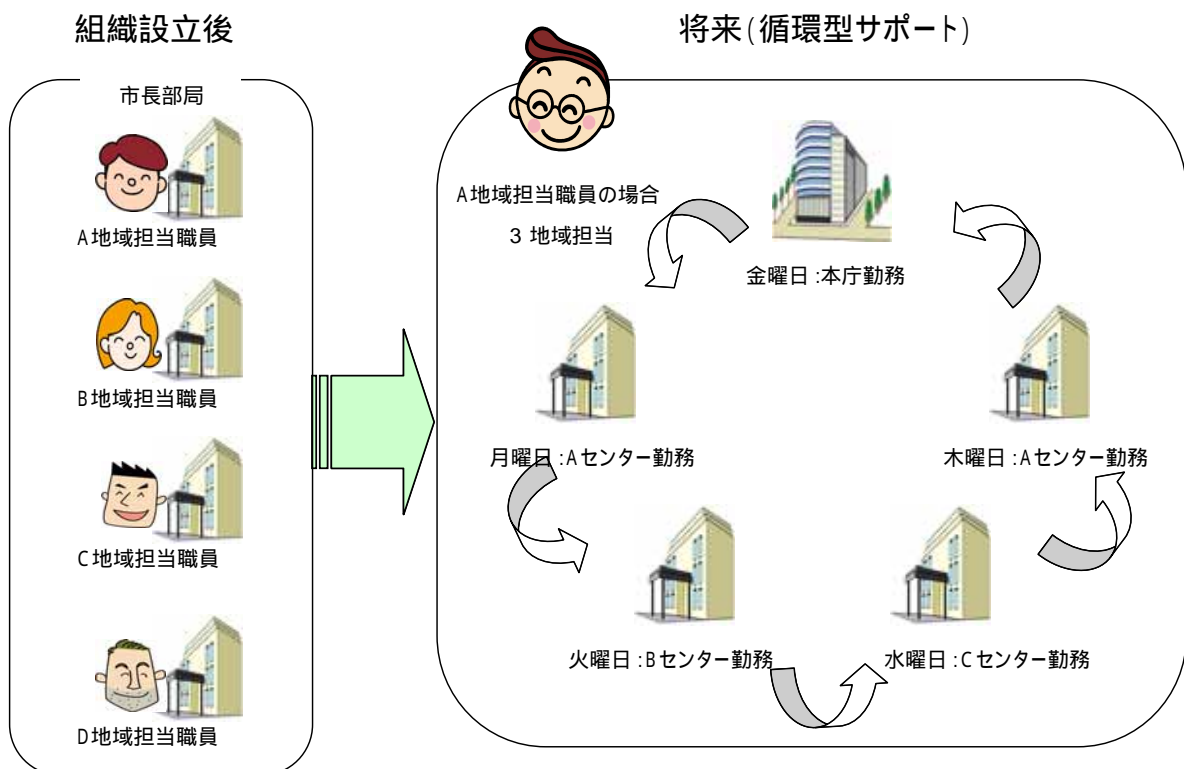
組織運営を側面からサポートしていく職員として、すでに配置している職員（支所総務課職員・出張所長・公民館主事）を充てた場合、現在担っている事務が後退しないよう特段の配慮が必要となる。

地域の総合的なまちづくりをサポートしていくため、市長部局の職員として位置づけことともに、各課との連携強化を図るため、行政組織の再編も併せて行なう必要がある。



【組織再編における注意点】

- (1) 住民に分かりやすい仕組みを明示する
- (2) 住民自治力が身に付くまで、段階的な措置をとる
- (3) 地域住民との信頼関係を築きながら自律化を目指す



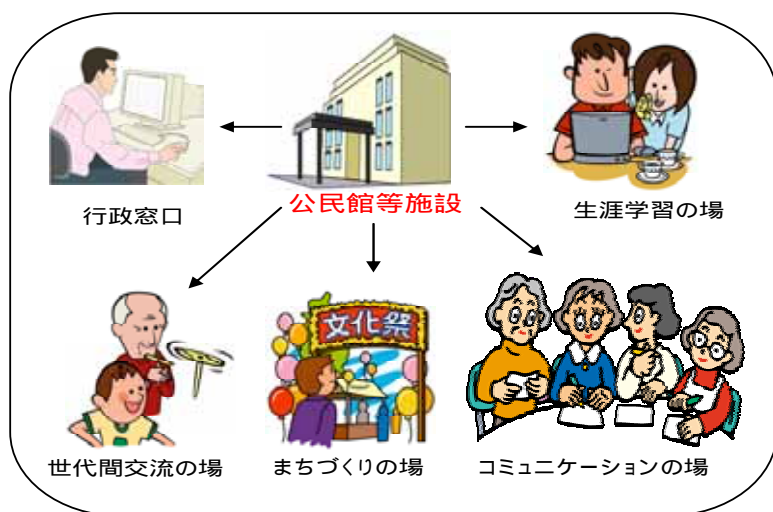
地域の総合的なまちづくりをサポート。地域の調整役として、これまでどおり職員が常駐します。

職員を引き上げるというものではありません。将来的にも職員は各公民館等施設に配置しますが、担当地域をいくつかを受け持つ、循環型サポート体制というものに変えていくというものです。

【モ ノ】

(1) 拠点施設の位置づけ

市では、概ね小学校区単位に公民館等施設（条例公民館、農業関連施設）を設置し、住民の生涯学習や健康増進等に寄与し、地域の拠りどころになっています。今後、新たな住民自治組織を作り、地域住民が主体となって活動を実践していくためには、拠点となる施設が必要であり、地域の拠りどころでもある公民館等施設を新たな住民自治組織の拠点施設と位置づけ、さらに施設内に組織の事務局スペースを設けることにより、より一層の自治意識が高まり、住民自治によるまちづくりが期待できると考えています。



公民館等施設は、住民の生涯学習や健康増進等に寄与し、また、まちづくりを実践する場でもあり、地域の拠りどころとも言えます。



地域の総合的なまちづくりを実践していくには、拠点となる施設が必要となります。新たな住民自治組織の事務局を設けることにより、活動が活発になることが期待できます。



これまでの役割に加えて、地域協議会の事務局を置いて地域のまちづくりを考えていきます。

(2) 公民館等施設の所管課及び名称の再編

各地域の公民館等施設では、当該地域の情報交換や会議の開催、各種講座を展開し、多くの住民や団体に利用されています。

公民館等施設は、教育施設であったり、農業関連施設であったりと、管理する所管課がまちまちであることから、一体的な対応を図っていくには時間もかかることが予想されることから、行政内部での一元化を図っていきます。

また、今後は地域の総合的なまちづくりが今まで以上に活発化できるよう、利用しやすい規則に変えることや地域の拠りどころ、いわば地域の施設ということも考慮し、「コミュニティセンター」と名称変更するなど考えていきます。

(3) 指定管理者制度の導入について

行政は、行政コストの削減を目指すため、公共施設の管理運営については、指定管理者制度の導入に取り組んでいます。

そこで、新たな住民自治組織が設置され、公民館等施設での組織運営が軌道に乗り始めれば、地域住民の皆さんも公民館等施設は、「自分たちの施設である」という意識が高まってきますので、施設の維持管理や運営について、指定管理者制度の導入を視野に入れ、施設の有効活用を図っていきたくと考えています。

地域の拠りどころである公民館等施設を地域住民以外の民間団体が管理運営するのではなく、自分たちが使いやすい施設になるよう、自分たちで管理運営ができるよう、新たな住民自治組織と指定管理を結びたいと考えています。

コミュニティセンターは、地域の拠点であり、住民の活動の場となる施設です。いわば、地域住民のための施設です。

市では、地域住民のみなさんがこれまで以上に使い勝手が良くなるよう指定管理者制度を地域と結び、地域住民が主体となって、施設の管理・運営ができるようにします。



公民館等施設の指定管理を受けると・・・。

- ・施設使用料は、地域の活動費に充てることができます。
- ・物品販売ができるように条例改正します。
- ・市の施設であることは変わりません。施設修繕は市の責任となります。
- ・施設を利用した活動を自分たちで企画することができます。

【カネ】

(1) 補助金一本化の理由

これまでの補助制度は、使い道が決められており、住民の創意工夫が十分に発揮できない仕組みとなっていました。コミュニティに関連する補助金等を可能な限り一本化(統合)し、新たな住民自治組織に一括交付することにより、地域の独自性が発揮できるよう新たな補助制度に見直していきます。



(2) 補助金一本化のメリット

地域のコミュニティに関する補助金等を統合し、用途を限定せず、地域住民の自己決定・自己責任により、公益活動に取り組んでもらえるよう緩和することによって、地域の独自性、さらには、活動の範囲が広がります。(用途の工夫)

地域の課題や問題点、さらに重視したい事業を地域住民で考えて決定し、補助金を充てることができます。(優先順位を地域で決定)

補助金を統合し、1地域にまとめて支給することにより、これまで受給していた団体のネットワーク化が期待でき、重複する活動の整理や負担の分散、さらには人材の確保ができます。(組織の効率化)

補助金を統合することにより、校区全体の予算の用途が明確化できます。(予算の透明性)

補助金の窓口が担当課でバラバラでしたが、交付窓口も一本化し、支給することにより、事務手続きの簡素化が期待できます。(事務手続きの効率化)

(3) 補助金一本化のデメリット

配分する予算額が多くなれば、その分地域の責任も大きくなります。

これまで取り組んできた活動の継続がなくなることも考えられます。

一括交付するものの、各種団体の既得権化が継続し、地域の課題に応じた予算配分ができない恐れがあります。

(4) 住民自治活動支援補助金導入に伴う改廃

住民自治活動支援補助金導入に伴い、統合予定している補助金等については、経過措置を設け、全地区設置後これまでの事業は廃止となります。

(5) 補助金を統合する想定事業について

統合する補助金は、以下の点に注意し、統合を図っていきます。

- ・現在、校区単位に支給しているものを最優先し統合していきます。
- ・国や県からの補助があるものは除きます。市単独事業のみが対象となります。
- ・校区での運営がやりやすいもの及び、現に、校区単位で活動を実施している事業に対し補助金が出ているものを対象とします。

現在、統合を検討している補助金

まちづくり推進事業

- ・敬老会助成金
- ・資源回收集積所管理委託
- 地域活性化や課題解決に繋がる事業（現在、統合を検討している事業）
- ・生涯学習関係補助金 ・スポーツ関係補助金 ・子育て支援関係補助金
- ・高齢者の生きがいづくりに関する補助金 ・青少年育成に関する補助金
- ・環境美化に関する補助金 ・地域の安全に関する補助金
- ・地域活性化に関する補助金

(6) 補助金想定額と事務手続きについて

住民ニーズの多様化や急激な社会環境の変化などにより、行政課題も年々増加し、さらに人口も減っているため、補助金の見直しは避けられません。しかし、地域住民が抱える課題も多種多様化しており、地域活動を行うにも財源が必要となります。現在実施している事業の継続は勿論のこと、現状維持の交付額獲得を目指します。

受益に応じた交付ができるよう、人口割を採用したり、事務的経費に必要な額として、均等割を設けるなど、配分についても十分検討していきます。

事務手続きは、可能な限り簡素化できるよう検討していきます。

交付については、実績報告前に交付できるよう検討していきます。